

令和5年度第8回東区協議会 次 第

日時：令和5年12月26日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 31・32 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 区長挨拶

4 議事

(1) 報告事項

令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について 【東区・区振興課】

(2) 地域課題について

5 連絡事項

(1) 各課からの連絡

(2) 次回以降の開催予定

1月の開催予定

日時：令和6年1月31日（水）午後1時30分から

会場：東行政センター 3階 31・32 会議室

2月の開催予定

日時：令和6年 月 日（ ）午後1時30分から

会場：東行政センター 3階 31・32 会議室

6 委員からの発信

7 閉会

8 区協議会委員研修「住民自治に関する連続講座」（まとめ）

令和5年度第8回東区協議会 次 第

日時：令和5年12月26日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 31・32 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 区長挨拶

4 議事

(1) 報告事項

令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について **【東区・区振興課】**

(2) 地域課題について

5 連絡事項

(1) 各課からの連絡

(2) 次回以降の開催予定

1月の開催予定

日時：令和6年1月31日（水）午後1時30分から

会場：東行政センター 3階 31・32 会議室

2月の開催予定

日時：令和6年2月28日（水）午後1時30分から

会場：東行政センター 3階 31・32 会議室

6 委員からの発信

7 閉会

8 区協議会委員研修「住民自治に関する連続講座」（まとめ）

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和6年度地域力向上事業 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業</p> <p>市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業のことで、公益性のある事業を対象としています。</p> <p>市民提案による住みよい地域づくり助成事業</p> <p>地域力向上事業のうち、団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業のことで、</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集を開始しました。</p> <p>浜松市ホームページや広報はままつ1月号に掲載するとともに、「提案募集要項」を東区役所及び東区内協働センターに配架しています。</p> <p>応募資格等は別紙「提案募集要項」のとおり。</p> <p>また、行政区再編に伴い関連要綱が改正されます。</p> <p>審査項目を見直すとともに、事業の評価のポイントが提案者にもわかりやすくなるよう、事業提案書や実績報告書の様式が変更されます。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	助成事業の募集期間：令和6年1月31日（水）まで ※予算上限に達しない場合、募集期間を延長します。				
担当課	東区・区振興課	担当者	馬淵 有希	電話	053-424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和6年度 地域力向上事業 提案募集要項

地域力向上事業とは

市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業のことです。公益性のある事業を対象としています。

市民提案による住みよい地域づくり助成事業

地域力向上事業のうち、団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業のことです。

■募集期間 令和6年1月31日(水)まで

令和6年4月～5月に事業を開始する場合は、
必ず募集期間内にご応募ください。

事業提案から事業の採択・不採択の決定までに2か月程度かかります。
補助金交付決定前に発生した経費は、補助対象外となりますのでご注意ください。
手続きの主な流れは裏表紙を参照してください。

■応募先 浜松市 東区役所 3階 区振興課

令和6年1月1日から施設名が変わります。
浜松市中央区 東行政センター 3階 地域振興担当

開庁時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日は除く）

※年末年始の閉庁期間は12月29日（金）から1月3日（水）まで

1 応募資格

市内に住所を有するまたは市内で活動する、3人以上で構成された法人その他グループ（以下、団体とする）です。ただし、次に該当する団体を除きます。

- ・事業提案時点において市税の未納がある団体
- ・政治・宗教活動を目的とする団体及び公の秩序に反する団体

原則として1つの提案を複数の区へ提出することはできません。

別紙「地域力向上事業（助成事業）の実施場所の考え方」をご覧ください。

2 募集する事業の内容

次に掲げる公益性のある事業で、令和6年度に主に東地域（現東区）で実施される事業とします。

- ① 地域コミュニティづくりに関する事業
- ② 安全安心な地域づくりに関する事業
- ③ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- ⑤ 健康・福祉の向上に関する事業
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ・公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- ・国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- ・施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 事業の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

4 補助金額

予算の範囲内で、補助対象経費（※）の2分の1以内、200万円を上限とします。

ただし、以前にも採択された事業の場合は、原則として補助率が変更されます。

※補助対象経費については、別紙「事業提案等にあたっての注意事項」をご覧ください。

5 応募方法

次の必要書類を記入のうえ、東区役所（3階）区振興課窓口へ持参してください。

- ・事業提案書（第1号様式）
- ・収支予算書（第2号様式）
- ・団体の概要書（第3号様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）（第5号様式）

¹ 令和6年1月1日から名称が「東行政センター 地域振興担当」に変わります。

6 事業の選定方法

事業の内容等について、地域力向上事業審査会にて提案者からご説明いただき、東地域分科会（現東区協議会）の意見を踏まえて選定します。

7 結果の通知

提案の採択・不採択は、提出していただいた月の翌々月までにお知らせします。

※採択となった提案は、改めて補助金交付申請書等を提出していただきます。

8 その他

応募により取得した個人情報、応募内容に関する問い合わせや結果の通知など、本件事業に関することに限って利用します。また、提出していただいた書類は返却しません。

【参考】過去の事業一覧

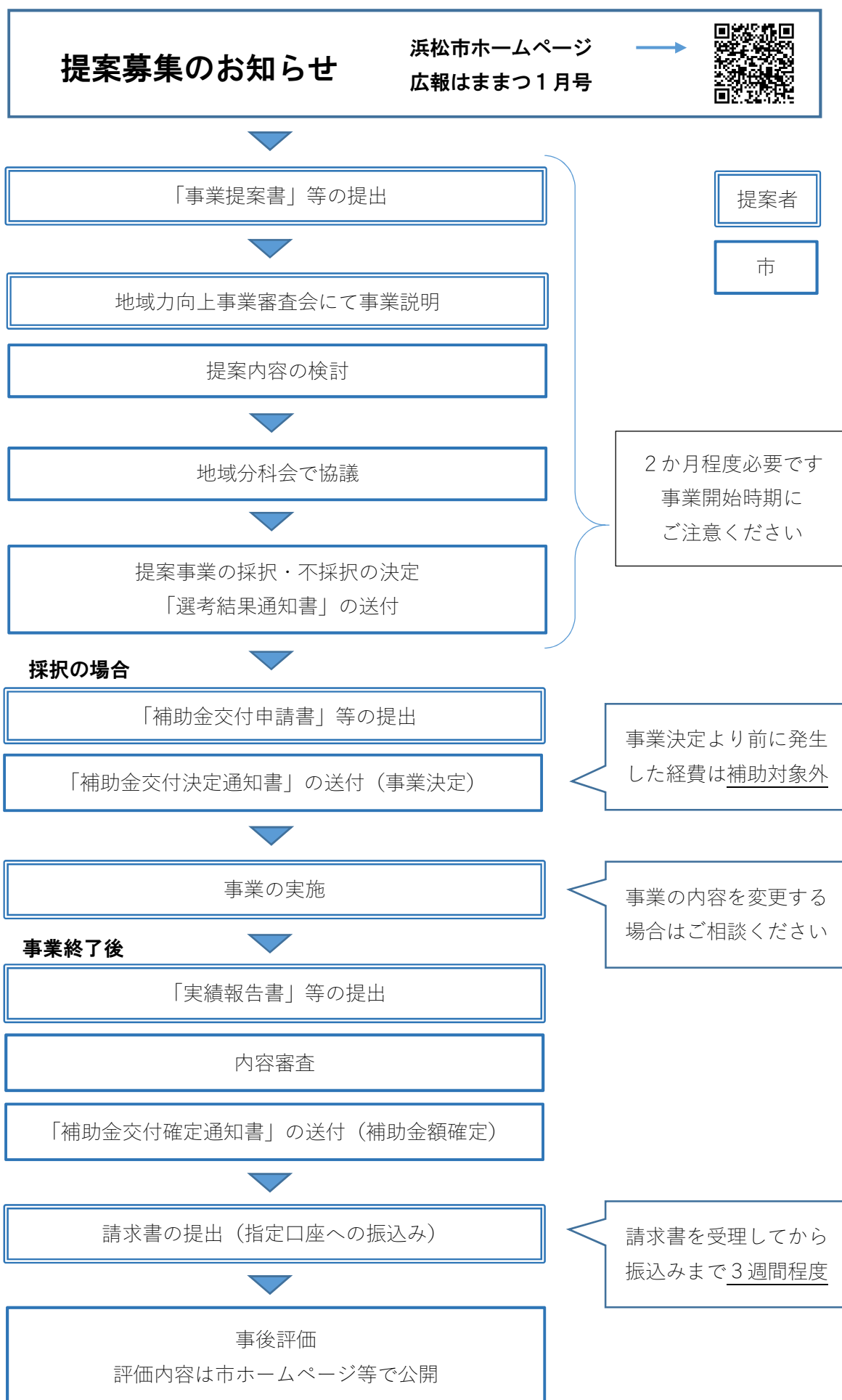
●令和4年度

No.	提案事業名	提案団体	補助額
1	旧鈴木家紹介本の発行	NPO法人 旧鈴木家跡地活用保存会	383,000円
2	郷土の偉人松島十湖を訪ねて 〈より広くより深く〉	笠井だるま市保存会	223,000円
3	有玉西町高齢者等地域の居場所作り事業	有玉西町欠下平自治会	94,000円

●令和5年度

No.	提案事業名	提案団体	補助額
1	「金原明善さんと今を生きるわたしたち」 マンガ冊子制作	金原明善編集委員会	2,000,000円
2	大好き♡笠井文化祭	「大好き♡笠井文化祭」 実行委員会	73,000円

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の主な流れ



浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金 事業提案等に当たっての注意事項

○ 補助対象経費について

経費区分	内容
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼等で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額 ・ 団体構成員への支払いは対象外
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 ・ 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を上限とする。 ・ 団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。 ・ 団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。（※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。） ・ 視察に関する旅費は対象外 ・ 宿泊費は1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外とする。）
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、燃料費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費 ・ 食料費は、事業実施に必要と認められるもののみ補助対象とする。（ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配付する水など。）主催者側（ボランティア含む）の食料は補助対象外
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・ 原則3者以上から見積を徴収することとする。（3者以上の見積徴収が不可能な場合は、その理由等をあらかじめ（補助金交付決定後、委託契約締結前に書面で提出。（様式任意））報告すること。）
使用料及び賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料、リース料等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。

- ※ すべて事業の実施に直接係る経費とする。
- ※ 領収書を徴収できないものは補助対象外とする。
(旅費についてのみ、領収書を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。)
- ※ 報償費及び賃金については、補助対象経費の50%を超えないものとする。
ただし、市長が特に必要と求める場合はこの限りではない。

○ 実績報告について

<提出書類等>

- ・ 事業完了の日（事業の支出が全て完了した日）から起算して60日を経過した日または補助事業の開始日の属する年度の翌年度の最終日のいずれか早い日までに、定められた様式を提出してください。（「浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱第10条参照」）
 - (1) 実績報告書
 - (2) 事業実績書
 - (3) 収支決算書
 - (4) 事業経費の金額を証する書類(領収書等)

<領収書等についての注意事項>

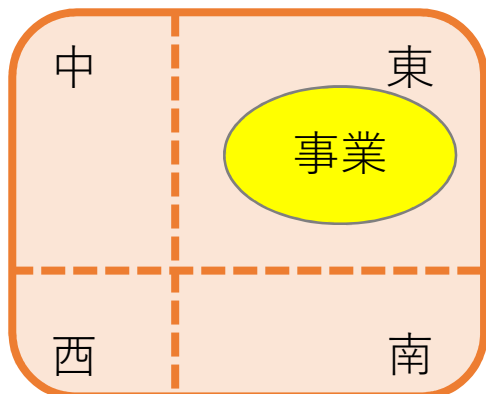
- ・ 全ての経費について、領収書の写しを提出してください。
- ・ 領収書の宛名は、申請者としてください。
- ・ 内容は具体的に記載してください。「雑費」「予備費」「諸経費」等の項目は不可とします。
- ・ 領収書は、収支決算書と対照できるように、「補助対象経費について」の経費区分で整理して提出してください。
- ・ 交通費については、領収書の徴収が出来ない場合（バス等）については、実費負担分を補助対象とします。旅行経路とその料金についての詳細（様式任意）を、領収書の代わりに提出してください。

○ その他ご注意いただきたいこと

- ・ 事業の内容や経費、団体に変更が生じた場合は、速やかに東行政センター地域振興担当にご報告ください。（変更の内容により、手続きが必要になります。）

地域力向上事業（助成事業）の実施場所の考え方

1. 地域内で実施する場合

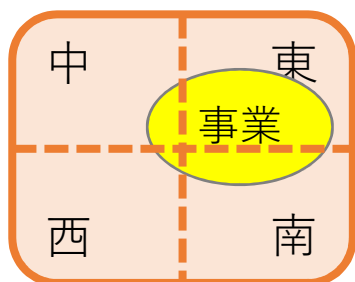


地域（旧7区）単位での実施を基本としています。
実施地域にある区役所または行政センターで
手続きを行います。

中地域（旧中区） → 中央区役所
東地域（旧東区） → 東行政センター
西地域（旧西区） → 西行政センター
南地域（旧南区） → 南行政センター

申請書類はすべての窓口で提出していただけますが、
手続き担当窓口で提出していただくとスムーズです。

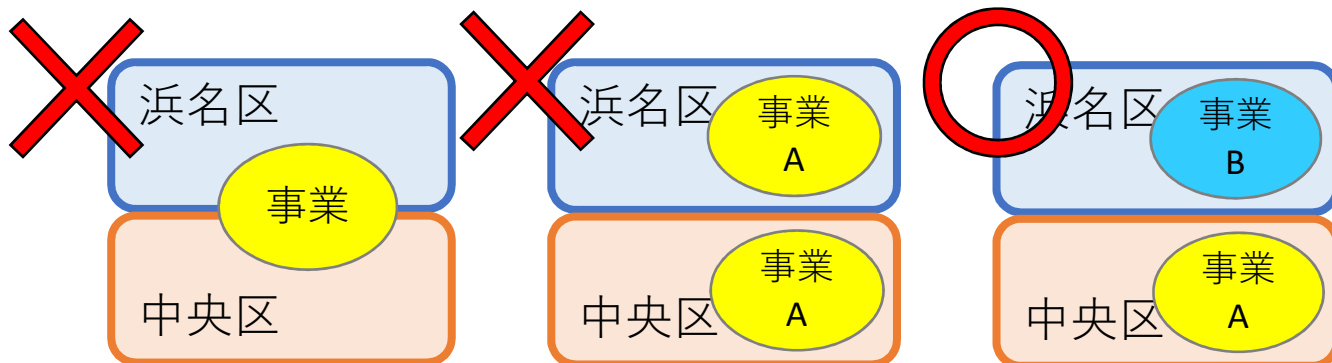
2. 区内で地域をまたいで実施する場合



まずは、主に実施する地域の区役所または
行政センターにご相談ください。

状況により、手続き担当窓口を調整することがあります。

3. 区をまたいで実施する場合



事業の実施場所は行政区内で完結している必要があり、
また同一事業を複数の区に申請することはできません。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業（以下「地域力向上事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(事業区分)

第3条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業

支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

(対象事業)

第4条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 前項の規定によるほか、助成事業については、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1つの区振興課又は行政センターのみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

(第5号様式)(補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)

- 2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、市長が別に定める審査会(以下「審査会」という。)において、審議するものとする。

- 2 審査会においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業(以下「少額助成事業」という。)の場合は、第13条に規定する審査会(以下「少額助成事業審査会」という。)において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第4条に規定する区協議会(中央区及び浜名区にあつては、同条例第5条の2に規定する地域分科会)(以下「区協議会等」という。)に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する少額助成事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱(令和2年12月14日施行)に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業

は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、審査会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区協議会等で協議した上で、区ホームページ等で公表するものとする。

(少額助成事業審査会)

第13条 少額助成事業審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 少額助成事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。

3 少額助成事業審査会の会議は、区振興課長等が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 少額助成事業審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、少額助成事業審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長等が少額助成事業審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	地域資源の活用度	1	2	3	4	5
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。					
2	地域課題の明確性	1	2	3	4	5
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。					
3	事業の妥当性	1	2	3	4	5
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。					
4	公益性	1	2	3	4	5
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。					
5	財政支援の妥当性	1	2	3	4	5
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。					

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

別表2（第10条関係）

項 目		評 価		
1	事業目的の達成度	低い	普通	高い
2	地域資源の活用度	低い	普通	高い
3	地域への貢献度	低い	普通	高い
4	財政支援の妥当性	低い	普通	高い
5	費用対効果	低い	普通	高い

第1号様式（第6条関係）

事業提案書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者役職・

氏 名 （署名又は記名押印してください。）

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	
実施時期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
実施場所	
概算事業費	円
参加予定人数	団体スタッフ 名、参加者 名
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入
地域資源 の活用	*区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を事業にどう活かす予定か。
地域課題	*解決すべき地域課題やその原因・背景は何か。
事業の妥当性	*その事業に取り組むことによって、事業が地域の課題解決にどう結び付くか。
公益性	*区民がどのような効果を受けるか。住みよい地域づくりにどのように寄与するか。
財政支援 の妥当性	*行政施策と差別化が図られている点は何か。行政が補助すべき理由は何か。

裏面に続く

第2号様式 (第6条関係)

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金		地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
計		

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名				
事務所の所在地	〒			
	(専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他)			
	電 話		F A X	
	ホームページ			
代表者役職・氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	Eメール			
設立年月日				
会員数				
団体の目的				
主な活動内容				

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

第4号様式（第6条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) ○区区振興課

補助金交付申請者

住 所(又は所在地)

氏 名(又は法人名)
(署名又は記名押印してください。)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市地域力向上事業実施要綱第6条第1項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金：浜松市地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業

第5号様式 (第6条関係)

市民税・県民税特別徴収未実施理由書 (課 補助金申請用)						
(あて先) 浜松市長 中野 祐介			年 月 日 提出			
申請者		住所又は所在地				
		氏名又は名称				
		代表者職氏名				
		連絡先担当者 (氏名)		(電話)		
<p>当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。 なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。</p>						
記						
在 職 者 内 訳	1	給与が少なく税額が引けない	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
2		給与の支払が不定期	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
3		乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
4		事業専従者 (個人事業所のみ該当)	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
5		上記1~4に該当しない 総従業員数が2人以下	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
6		その他 ()	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
所管課記入欄			担当者名	電話番号		
上記記載内容について確認をお願いします。						
市民税課確認欄			担当者名	電話番号		
上記記載内容に誤りはありません。						

第6号様式（第8条関係）

浜〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

選考結果通知書

年 月 日付で提案のあった「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
提案者	
選考結果	実施予定助成事業として 採択 ・ 不採択 とさせていただきます。
不採用の理由	
その他特記事項	

浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市地域力向上事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1号に規定する市民提案による住みよい地域づくり助成事業の補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この要綱において、補助事業者とは、補助金の交付を受けて補助事業を実施する実施要綱第2条で規定する団体をいう。

(対象となる助成事業)

第3条 この要綱における助成事業（以下「補助事業」という。）とは、実施要綱第3条第1号に規定する助成事業のうち、実施要綱第8条第1項の規定による決定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業は補助事業の対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費（団体の運営のための経費を除く。）であって、市長が当該補助事業の実施に必要であると認めるものとする。

2 前項の補助の対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する経費の2分の1以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は200万円とする。

2 地域力向上事業において前年度以前に交付実施した事業が再度又は再々度採択された場合の補助率は、別表2によるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、前項の規定のとおりとすることができる。

3 補助事業者は、補助事業者の責めに帰することができない、重大な感染症のまん延又は地震及び台風等の災害等の発生により、採択後実施ができない事業について、市長と協議の上、事業を中止した場合は、当該年度の補助金の交付確定金額が0円であったときに限り、採択回数に含めない。

4 補助事業者は、令和2年度において新型コロナウイルス感染症により、採択後事業が実施できない事業について、市長と協議の上、事業を中止した場合は、当該年度の補助金の交付確定金額が0円であったときに限り、採択回数に含めない。

(交付の申請)

第6条 団体が補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を、市長が定める期限までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限り

でない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 事業・変更事業計画書（第2号様式）
 - (3) 収支・変更収支予算書（第3号様式）
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定及び条件）

第7条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第5号様式）により、通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - (2) 補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20パーセント以下の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。
 - (5) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金を受けた年度終了後5年間、保管しなければならない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- （事業変更等の承認申請）

第8条 前条第2号の規定に基づく承認の申請は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書（第6号様式）
- (2) 事業・変更事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支・変更収支予算書（第3号様式）

2 前条第4号の規定に基づく承認の申請は、事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）により行う。

（事業変更等の通知）

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更の場合は補助金変更交付決定通知書（第8号様式）、中止・廃止の場合は事業中止・廃止承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して60日を経過した日又は補助事業の開始日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類により、市長に補助事業の実績報告をしなければならない。

- (1) 実績報告書（第10号様式）
- (2) 事業実績書（第11号様式）

(3) 収支決算書（第12号様式）

(4) 事業経費の金額を証する書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（第13号様式）による。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条による補助金交付確定通知書を受領した日から起算して7日以内に、市長に対して請求書（第14号様式）により補助金を請求するものとする。

（概算払の承認申請）

第13条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内に、補助金概算払承認申請書（第15号様式）に資金状況調（第16号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（概算払の承認）

第14条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、審査結果を、補助金概算払承認・不承認通知書（第17号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払の請求手続き）

第15条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書を受領した場合は、概算払請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の規定による交付決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

- (1) 補助事業実施団体が法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業実施団体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めた場合
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合
- (5) 補助事業実施団体が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

（補助金の返還）

第17条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（第18号様式）による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成27年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表1（第4条関係）

経費区分	備考
報償費	団体構成員以外の出演者等に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。
賃金	特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とし、団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費	宿泊費については、1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外） ※ 宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。 交通費については、出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を補助対象とする。 事業実施のための視察旅費は補助対象外とする。
需用費	消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とする。 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とする。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	
委託料	事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 見積は原則3者以上から徴収するものとする。
使用料及び賃借料	
原材料費	特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
<p>※すべて事業実施に直接係る経費とする。</p> <p>※領収書を徴することができないものは補助対象外とする。</p> <p>※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>	

別表2（第5条関係）

採択回数	補助率
再度	40%以内
再々度	25%以内

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名（署名又は記名押印してください。）

連絡先 TEL

令和 年度において「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名（ ）

2 交付申請金額 円

3 概算払の有無 有 ・ 無

（該当するほうに○）

第2号様式（第6条・第8条関係）

事業・変更事業計画書

事業名	
事業主体名 (共催、後援、協力等)	
実施時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施場所	
事業の目的	* 何のためにその事業を実施したいのか、事業実施による効果を具体的に記入
事業の内容	* 事業内容や特色を具体的に記入 * 内容がわかる詳細資料を別途添付
備考	

注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

第3号様式（第6条・第8条）

収支・変更収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金		地域力向上事業補助金(市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金)
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
計		

注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入してください。

暴力団排除に関する誓約書

浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者役職・氏名)

(署名又は記名押印をしてください。)

浜松市指令〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」について、浜松市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり条件を付して補助します。

記

1 交付決定金額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%以下の変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めたときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
- (6) 事業完了後速やかに、実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式（第8条関係）

事業変更承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた「地域力向上事業住みよい地域づくり助成事業」の計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名（ ）

2 計画変更の理由

（変更を受けようとする補助金の額及びその根拠など）

3 変更内容

第7号様式（第8条関係）

事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の計画を下記のとおり

中止 ・ 廃止

したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名（ ）

2 計画（中止・廃止）の理由

浜松市指令〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令〇〇第 号をもって補助金交付決定した、「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定金額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 理由

第9号様式（第9条関係）

浜松市指令〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付け浜松市指令〇〇第 号をもって補助金交付決定した、「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」交付決定事業の

中止 ・ 廃止

を、下記のとおり承認します。

記

(中止 ・ 廃止) 事業名

〇〇〇〇事業

第10号様式（第10条関係）

実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業名（ ）

第11号様式（第10条関係）

事業実績書

事業名	
事業主体名 (共催、後援、協力等)	
実施時期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
実施場所	
参加人数	団体スタッフ 名、参加者 名
事業の内容	*実施した事業内容を具体的に記入してください。チラシ、プログラム、写真、新聞記事等の参考資料を添付してください。
事業目的の 達成度	*当初設定した事業目的は達成できましたか。理由も含め記入してください。
地域資源の 活用度	*区内のどのような地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）をどの程度活用できたか記入してください。
地域への 貢献度	*事業実施により地域の課題解決につながりましたか。住みよい地域づくりにどう結びつきましたか。
財政支援の 妥当性	*行政施策と差別化を図り、特色のある事業ができましたか。補助金をどのように有効活用しましたか。
費用対効果	*事業実施により得られた効果と、かかった経費のバランスはどうであったか記入してください。
今後の方向性	*来年度以降も事業を継続していくか記入してください。
備考	

第12号様式（第10条関係）

収支決算書

1 収入の部

単位：円

区分	決算額	予算額	比較		経費内訳 (単価・数量)
			増	△減	
補助金					地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計					

2 支出の部

単位：円

区分	決算額	予算額	比較		経費内訳 (単価・数量)
			増	△減	
計					

浜 〇 〇 第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

補助金交付確定通知書

年 月 日付けの実績報告書を審査した結果、下記の金額について、「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」として確定します。

記

	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
1 交付確定金額								

第14号様式（第12条・第15条関係）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定（概算払承認）を受けた「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名

連絡先 TEL

【振込先】

金融機関名

口座種別

（該当を○で囲んでください）

口座番号

口座名義フリガナ

口座名義

普通 当 座

第15号様式（第13条関係）

補助金概算払承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者

役職・氏名（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」の概算払をされたく申請いたします。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額 円

3 概算払を必要とする時期 月

資金状況調

単位：千円

区分		月別							計
		月	月	月	月	月	月	月	
収入の部	補助金								
	計								
支出の部									
	計								
差し引き残高									

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

補助金概算払 承認・不承認 通知書

年 月 日付けで申請のあった「地域力向上事業市民提案による住みよ
い地域づくり助成事業費補助金」の概算払承認申請について審査した結果、下
記のとおり補助金の概算払を

承認 ・ 不承認 いたします。

記

- 1 概算払をする金額
- 2 概算払をする時期
- 3 不承認の場合その理由

浜松市指令〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長
(〇〇区扱い)

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって交付額を確定した「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金」について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日

令和6年度 地域力向上事業 ～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～ ガイドブック

目次

- 1 地域力向上事業とは？
- 2 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？
- 3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に事業を提案してみよう！
 - ① 補助対象となる団体とは？
 - ② 補助対象になるのはどんな事業？
 - ③ 対象期間や採択回数は？
 - ④ 補助金額について
 - ⑤ 補助対象になる経費とは？
 - ⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ
 - ⑦ 提出書類
 - ⑧ 問い合わせ先
 - ⑨ 事業を提案してみよう
 - ⑩ 事業提案のポイント

皆の力で地域を元気に、
より良くするのじゃ!!!



1 「地域力向上事業」とは？



地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や、課題を解決するための事業を実施するものです。

- ① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業
- ② 区民活動・文化振興事業
- ③ 区課題解決事業
- ④ 協働センター等を核とした地域課題解決事業

の4つの事業区分があり、①は、市民の皆さんが主体となって行う事業、②～④は、市民の皆さんとの協働により、市が主体となって行う事業です。



2 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」とは？

- 市民の皆さんが地域の課題解決や、地域の活性化などのために主体的に実施する事業に対し、市から補助金を交付する制度です。
- 市民の皆さんが自ら地域のことを考えて、地域の課題解決や地域の魅力の掘り起しを行うことで、地域で活動される人材が育ち、地域の人同士のコミュニティができ、地域が元気になることが目的です。



3 「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に事業を提案してみよう！



「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」では、皆さんからの事業提案を募集しています。

「地域をより良くするためにこんなことを考えているのだけど…」

「地域の抱える課題を、住民の手で解決したい！」などお考えの方は、事業を組み立てて是非ご提案ください。

① 補助対象となる団体とは？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団、暴力団員等、暴力団員と密接な関係を有する者ならびに、これらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体。
- (3) その他公序良俗に反する団体

② 補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

③ 対象期間や採択回数は？

<対象期間>

地域力向上事業の事業期間は、単年度ごととなっています。そのため、事業を提案する場合は、該当する年度の4月1日～3月31日の間に事業開始～完了までを計画する必要があります。

<採択回数>

継続事業は最大3回（最長三ヶ年度分で、3年連続でなくても構いません）まで助成対象となります。当初事業と目的又は内容が様変わりしている場合は、新規事業として取り扱います。

※重大な感染症のまん延または地震、台風などの災害等の発生により、採択後実施ができない事業について、市長と協議の上、事業を中止した場合は、当該年度の補助金の交付確定金額が0円であったときに限り、採択回数に含めません。

④ 補助金額について

事業実施に必要な経費のうち、補助金の交付対象となる経費に対して、初年度は50%以内、二ヶ年目は40%以内、三ヶ年目は25%以内を補助します。（二ヶ年目以降は事業を継続して実施する場合。）

※ 補助金額は予算の範囲内とし、上限額は200万円です。

採択回数	初回	再度	再々度
補助率	50%以内	40%以内	25%以内

地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は、皆さんの地域活動のきっかけづくりや事業を継続して実施するためのスタートアップを支援する制度です。

そのため、市の助成が終わっても、地域の皆さんが主体的に自立して事業を継続することができるように、採択回数は最大3回（最長で三ヶ年度分）、補助率は徐々に下がる仕組みになっています。



⑤ 補助対象になる経費とは？

経費区分	対象経費の例	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 講師謝礼（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等） ➤ 原稿執筆者の執筆等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 団体構成員への支払いは対象外です。 ➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額を対象とします。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 臨時的に雇用した看護師や保健師、専門スタッフ（映像・音響・照明・舞台監督等）、アルバイト等への賃金 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓事業規模に見合わない雇用への賃金例)必要人員以上のアルバイト雇用 ✓通常業務を行う団体構成員への賃金 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の技量を要する行為や特別に役務の提供が必要と認められる場合に支払う賃金を対象とします。 ➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とします。 ➤ 団体構成員・アルバイトの賃金は、申請時点の静岡県最低賃金を原則とします。 ➤ 資格や特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とします。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出演者等との打合せに要する交通費 ➤ 出演者等が事業（イベント、講演会等）へ出席するために要する交通費、宿泊費 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓事業実施者の内部調整に関するもの例)遠方の団体構成員との打合せ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宿泊費の上限は、1名1泊10,200円（食事代は対象外）とします。 ※宿泊しなければ事業実施が困難であると認められる場合のみ ➤ 交通費は出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を対象とします。 ➤ 事業実施のための視察旅費は対象外です。
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消耗品費（申請事業のみに必要な事務機器、教材、食材 等） ➤ 燃料費（暖房・炊事用プロパンガス、石油、自動車燃料 等） ➤ 食糧費（イベント参加者の熱中症対策に配付する水 等） ➤ 光熱水費（電気、水道、ガス使用料 等） ➤ 印刷製本費（チラシ・パンフレットの印刷、写真の現像 等） ➤ 修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とします。 ➤ 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とします。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は対象外です。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医薬材料費（医療用包帯、ガーゼの購入 等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>チェック！こんな経費は対象外！</p> <p>✓事業実施に不可欠ではない経費 例)事業主催者、出演者等の弁当代</p> </div>	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電話料 ➤ 郵便料 ➤ 保険料 ➤ 広告料 ➤ 手数料（クリーニング代含む） 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ➤ イベント会場等における警備業務委託 ➤ 講演会等における駐車場整理業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業全てを委託する場合は対象外です。 ➤ 見積は原則3者以上から徴収してください。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会場、資機材、バス、タクシー等の使用・借上げに要する経費 ➤ 駐車場使用料 ➤ 著作権料 ➤ 下水道使用料 	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 砂、砂利、木材、鉄板、針金、釘等の直営工事の加工用材料 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除きます。

※すべて事業実施に直接係る経費を対象とします。

※領収書を徴することができないものは補助対象外とします。

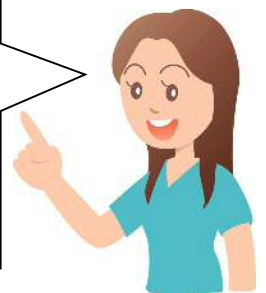
※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を越えないものとします。

ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

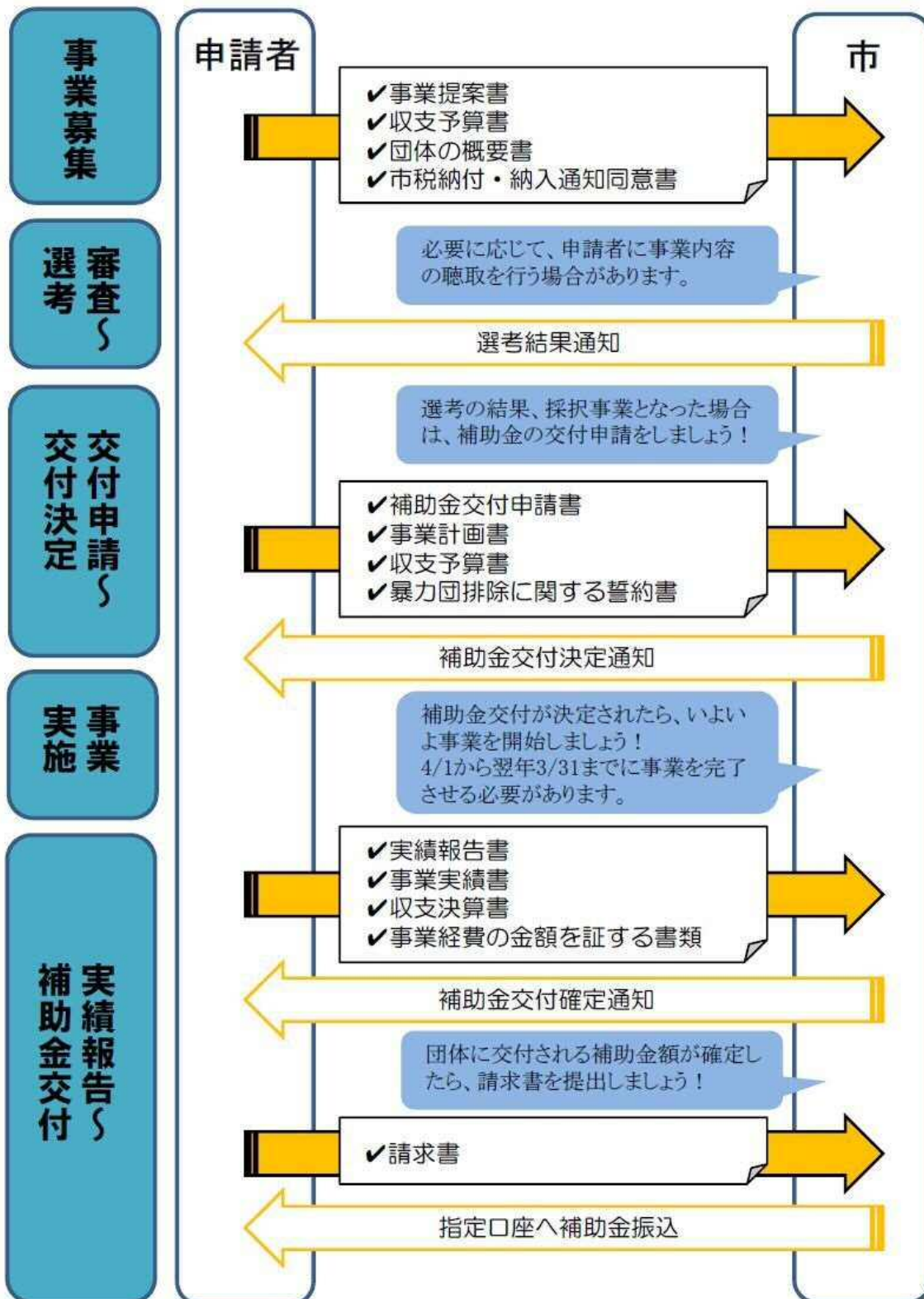


上の表には、経費区分ごとに対象経費の例が書いてあるね。
事業の実施に必要な経費が、どの経費区分に該当するのか確認してみよう。

いろいろな経費が対象になるけど、一部には対象外の経費もあるわ。
判断に困ったら申請前に区役所等へ相談してみましょう。



⑥ 事業提案から補助金交付までの流れ



※ 申請者が給与所得者を雇用する事業者である場合や、交付決定後に事業計画を修正しようとする場合には、上記以外にも書類の提出が必要です。

＜事業提案をしようとお考えの方へ＞

- 1次募集の交付決定を行い、補助金交付決定額が当初の見込みを下回った場合は、4月1日以降に2次募集を行います。
- 募集期間や書類の提出期限等は区役所等によって異なることがあります。

事業提案を検討されている場合は、必ずスケジュールなどを区役所等に確認してください。
事業提案のためのご相談についても、余裕を持って行ってください。



⑦ 提出書類

＜事業提案＞

事業を考えたら、まずは提案書類を作成しましょう。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 団体の概要書(第3号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
(給与所得者を雇用する事業者の場合のみ)

＜補助金交付申請＞

審査の結果、事業が採択されたら、補助金の交付申請を行ってください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業・変更事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支・変更収支予算書(第3号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

＜実績報告＞

採択された事業が完了したら、実績報告を行ってください。

- (1) 実績報告書(第10号様式)
- (2) 事業実績書(第11号様式)
- (3) 収支決算書(第12号様式)
- (4) 事業経費の金額を証する書類

＜請求＞

実績報告後、補助金交付額が確定したら、請求を行ってください。

- (1) 請求書(第14号様式)

※提出書類の様式は、⑧の各窓口で配付しているほか、浜松市公式ホームページからもダウンロードできます。

⑧ 問い合わせ先

【令和5年12月28日まで】

各区区振興課（春野・佐久間・水窪・龍山地域は各協働センター）にお問い合わせください。

中区区振興課	TEL : 457-2210	天竜区区振興課	TEL : 922-0013
東区区振興課	TEL : 424-0115	春野協働センター	TEL : 983-0001
西区区振興課	TEL : 597-1112	佐久間協働センター	TEL : 966-0001
南区区振興課	TEL : 425-1120	水窪協働センター	TEL : 982-0001
北区区振興課	TEL : 523-1168	龍山協働センター	TEL : 966-2111
浜北区区振興課	TEL : 585-1141		

【令和6年1月4日以降】

各区区振興課又は行政センター（春野・佐久間・水窪・龍山地域は各支所）にお問い合わせください。

中央区	区振興課	TEL : 457-2210	天竜区	区振興課	TEL : 922-0013
	東行政センター	TEL : 424-0115		春野支所	TEL : 983-0001
	西行政センター	TEL : 597-1112		佐久間支所	TEL : 966-0001
	南行政センター	TEL : 425-1120		水窪支所	TEL : 982-0001
浜名区	区振興課	TEL : 585-1141		龍山支所	TEL : 966-2111
	北行政センター	TEL : 523-1168			



令和6年1月1日から、浜松市の行政区が7区から3区になるけど、制度や手続きの方法はなにか変わるの？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。
(例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。)
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。



⑨ 事業を提案してみよう

1 地域を見直そう

皆さんが生活する地域はどのようなところですか？

普段生活をしていて、「こんなことが不便だな」、「もっとここがこうなったらいいのに」と思ったことはありませんか？

まずは、地域を見つめ直してみましよう。地域の抱える課題や、それまで気付かなかった魅力の発見があるかもしれません。



2 仲間を集めよう

地域のために活動したいという、同じ思いを持つ仲間を集めましよう。3人以上のグループであれば、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に応募できます。

市外にお住まいの方でも、活動が市内で行われるのであれば応募可能です。

3 事業の内容を考える

仲間を集めたら、次のことを話し合いましよう。

- ・ 地域の課題は何か、その解決のために何が出来るか
- ・ 地域の魅力は何か、その進展のために何が出来るか

4 予算を考える

何をすることが決まったら、そのための予算について話し合います。

補助金の対象となる経費と対象とならない経費があるので、それを踏まえて、費用の面での計画を立てます。この時、出来る限り少ない経費で、大きな効果が得られる事業の進め方を考えましよう。

5 提案書の作成

内容が理解しやすい提案書を作成しましよう。

提案様式は、⑧の問い合わせ先の各課で配付しているほか、浜松市公式ホームページからデータをダウンロードすることもできます。困ったときは⑧の問い合わせ先の各課にご相談ください。



⑩ 事業提案のポイント

事業提案を行う際に、大切なポイントは3つ。ポイントを押えて、より良い提案にしましょう。

POINT 1

公益性

特定の個人や団体だけが利益を受ける事業は補助の対象外です。地域住民の多くにとって必要で、出来るだけ多くの人に利益のある事業を考えましょう。

また、多くの人が自由に参加できるように計画することも大切です。

POINT 2

事業効果

地域課題の原因や背景は何でしょうか？また、地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を事業にどう生かす予定ですか？

これらを踏まえ、事業が地域の課題解決につながり、得られる効果が大きいものとなるよう、事業を計画しましょう。

POINT 3

継続性

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の補助によって始めた活動も、引き続き事業が継続できるよう、費用や運営の工夫が必要です。

ご存知ですか？「コミュニティ担当職員」

「コミュニティ担当職員」は、住みよい地域づくりを進めるためのサポート役として、各区役所、行政センター、協働センターに配置されています。

コミュニティ担当職員は、地域の皆さんの地域課題や地域活動についての相談をお伺いし、アドバイスを行います。また、必要に応じて、市役所の各課に地域からの相談の内容を伝え、地域と市役所を繋ぎます。

更に、コミュニティ担当職員は各種行政情報や地域づくりに関する情報提供を行い、地域の皆さんの自主的な活動をサポートします。

市へのご相談や、地域のために活動をされたいという時には、まずはコミュニティ担当職員に相談してみましょう。



令和6年度地域力向上事業
～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～
ガイドブック

みんなのご応募
お待ちしておりますのじゃ



©浜松市

発行：浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL 053-457-2094
E-mail shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

交通（人身）事故日報

（令和 5 年 11 月 30 日分）

1 本県の人身事故

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	66		71	1,723	2	2,138	16,900	62	21,369
前年	67		83	1,738	11	2,134	16,932	73	21,437
増減	-1		-12	-15	-9	4	-32	-11	-68
率	-1.5		-14.5	-0.9	-81.8	0.2	-0.2	-15.1	-0.3

2 死亡事故の状況等

なし

3 全国の死者 11月 29日現在

NO	府県名	死者数	増減
1	大阪	(0) 135	7
2	愛知	(2) 134	10
3	北海道	(0) 118	10
4	東京	(0) 115	-1
5	千葉	(1) 111	-1
6	埼玉	(0) 106	11
7	神奈川	(1) 103	2
8	兵庫	(0) 90	-18
9	福岡	(1) 87	24
10	茨城	(0) 83	7
11	広島	(1) 71	7
12	静岡	(0) 62	-11

全国死者

2,362人 (41人 1.8%)
 (当日死者数 15人)

注：死者数欄 () 内は当日分

死亡事故発生件数 60件 (前年比-11件)
 30日死者 10人 (前年比-3人)

4 本県の交通事故死者の状態別

区分	当日	当月累計			当年累計			
		当月	増減数	増減率	当年	構成率	増減数	増減率
自動車		1	-2	-66.7	23	37.1	-1	-4.2
内ベルト非着		1	1		12	19.4	4	50.0
自二車			-1	-100.0	8	12.9		
原付車			-1	-100.0	2	3.2		
自転車			-1	-100.0	7	11.3		
歩行者		1	-4	-80.0	22	35.5	-10	-31.3
その他								
合計		2	-9	-81.8	62	100.0	-11	-15.1

5 全人身事故の類型別件数

区分	当日	当月累計			当年累計					
		当月	増減数	増減率	当年	構成率	増減数	増減率		
人対車両	対(背)面通行中	2	34	9	36.0	241	1.4	72	42.6	
	横断中	横断歩道	3	42	-25	-37.3	518	3.1	3	0.6
		その他		47	6	14.6	343	2.0	20	6.2
	その他	2	46	5	12.2	423	2.5	51	13.7	
小計	7	169	-5	-2.9	1,525	9.0	146	10.6		
車両相互	正面衝突	2	26	-4	-13.3	271	1.6	-7	-2.5	
	追突	18	582	-26	-4.3	5,935	35.1	-99	-1.6	
	出会い頭	17	503	23	4.8	4,939	29.2	-33	-0.7	
	追越すれ違い時		24	-2	-7.7	293	1.7	33	12.7	
	右左折時	8	219	-9	-3.9	1,779	10.5	-46	-2.5	
	その他	12	163	12	7.9	1,762	10.4	39	2.3	
小計	57	1,517	-6	-0.4	14,979	88.6	-113	-0.7		
車両単独	2	37	-4	-9.8	394	2.3	-65	-14.2		
踏切					2	0.0				
合計	66	1,723	-15	-0.9	16,900	100.0	-32	-0.2		

(令和 5 年 11 月 30 日分)

6 警察署別発生状況

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
				増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
下田	1		2	13	-6	1	1	19	-6	160	-1	2	1	218	4
伊豆	1		1	16	-8		-1	35	3	221	-34	1		327	-20
三島	3		4	68	23			77	22	548	16	2	-1	669	-11
伊東	1		1	20	1			26		217	-24	2		313	-17
熱海				11	-7			16	-5	127	-1	1		166	9
沼津	3		4	103	-3		-1	122	-5	986	-154	6	2	1,197	-226
裾野	2		2	38	-12		-1	42	-16	365	10	2	-1	452	9
御殿場	2		2	35				47	8	364	44	1	-1	472	45
富士	5		5	116	-1		-1	134	-3	1,123	71	3	-3	1,365	75
富士宮	3		3	65	8			87	11	566	43	2	1	742	82
清水	3		3	116	10			141	7	1,032	20	1	-5	1,278	48
静岡	3		3	116	12			141	15	1,114	21	6	5	1,318	54
静岡	3		3	102	-2			120	-3	975	-164	1	-1	1,182	-210
南枝	2		2	64	7			78	15	569	38	3	2	696	58
藤津	5		5	74	10		-1	92	19	725	123	3	1	900	146
焼田				35	-7	1	1	46	-10	398	-18	3	3	509	-39
島田				34				45	3	263	25	2		335	34
牧之原	1		1	18	-6			24	-5	263	5		-1	349	3
菊川	2		2	49	6		-1	57	-4	572	65		-6	741	75
掛川	3		3	59	11		-1	79	15	513	20	2		646	25
袋井	3		3	97	10			129	19	878	2	2	-1	1,151	-6
磐田	6		6	5	-2			7		67	-6	2		84	-2
天竜	1		1	29	-24			33	-32	406	-40	1	-2	519	-33
浜北	2		2	159	-27		-2	199	-44	1,611	-116	2	-5	2,063	-174
浜東	1		2	148	24			170	25	1,423	44	2		1,761	34
浜中	7		7	46	-19		-2	56	-15	523	-11		-3	679	-19
浜西	3		3	51				63	5	475	6	1	-2	613	5
細江	1		1	17	-9			20	-11	207	-15	2	2	257	-31
湖西				19	-4			33	-4	209	-1	7	4	367	14
高速隊	2		3												
合	66		71	1,723	-15	2	-9	2,138	4	16,900	-32	62	-11	21,369	-68

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆	6		8	128	3	1		173	14	1,273	-44	8		1,693	-35
東部	15		16	357	-8		-3	432	-5	3,404	14	14	-2	4,228	-15
静岡	9		9	334	20			402	19	3,121	-123	8	-1	3,778	-108
中部	8		8	207	10	1		261	27	1,955	168	11	6	2,440	199
西部	11		11	223	21		-2	289	25	2,226	92	4	-8	2,887	97
浜松	15		16	455	-57		-4	548	-72	4,712	-138	10	-10	5,976	-220

7 各種事故別

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
				増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
幼児				13	4			14	5	128	-21			141	-20
園児				14	-8			16	-6	197	-11			227	-7
小学生	1		1	37	-17			38	-23	542	32			610	39
中学生	2		2	39	15			36	13	359	19			368	26
高校生	5		5	108	11			106	13	894	-12			840	-38
高齢者	28		14	644	23	1	-7	360	12	6,440	419	35	-10	3,495	57
高齢運転者	17		20	426	32	1	-2	522	54	4,270	378	20	-6	5,297	430
若者運転者	7		8	325	-22	1	-1	423	-21	3,356	-258	9	-5	4,424	-385
初心者	3		3	45	-12			60	-17	540	-46		-1	756	-72
歩行者	7		7	175	-1	1	-4	179	5	1,550	143	22	-10	1,559	155
自転車	12		12	346	82		-1	337	82	2,754	140	7		2,684	134
原付車	5		5	95	-16		-1	101	-14	845	-77	3		892	-71
自二車	5		5	86	-19		-1	92	-23	904	-44	8	-2	1,009	-24
無免許				3	1			6	4	37	5	1	1	56	18
飲酒	1		1	4	-1			4	-1	57	-1	4	2	73	-3
交差点	27		28	722	-29		-6	840	-68	6,915	-16	20	-8	8,396	-142

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 5 年 11 月 30 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	1		2	159		199	1,611	2	2,063
増減	-2		-2	-27	-2	-44	-116	-5	-174
率	-66.7		-50.0	-14.5	-100.0	-18.1	-6.7	-71.4	-7.8

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		2	37		52	344	-32		461
主要地方道				6		7	103	-26	1	129
一般県道				22		33	198	8		255
市町村道				80		91	858	-78	1	1,087
その他				14		16	108	12		131

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	18		21	139	7			181	18
東区	88		113	948	-63	2	-2	1,217	-85
南区	53		65	524	-60		-3	665	-107

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		1	19	-18
中型車		2	23	1
準中型車		4	34	3
普通車	1	146	1,439	-99
二輪車		3	34	-2
自転車		3	58	5
歩行者			1	-2
その他				-1

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内		85	928	-20
管内 県内	1	67	616	-60
管内 県外		7	64	-33

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下			16	5
16～19歳		5	61	-17
20～24歳		17	194	-19
25～29歳		14	150	-19
30～39歳		17	219	-33
40～49歳		33	259	-34
50～59歳	1	31	254	-3
60～64歳		12	107	-5
65歳以上		30	348	12
不明			3	-3

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児							16	-6			18	-5
園児				2		3	28	5			32	4
小学生				5		5	60	3			73	5
中学生				4		4	37	9			36	7
高校生				7		7	80	-1			79	-1
高齢者				42		22	513	2		-5	261	-25
高齢運転				29		34	340	13	1		434	10
歩行者				11		11	112	13		-5	115	16
自転車				27		26	254	44	2	2	248	42
原付車				12		12	59	-12		-1	61	-11
自二車				7		7	60	-20		-2	69	-17
若者起因				35		45	382	-53		-1	491	-114
初心者				8		8	63	-4			81	-22
無免許							3				4	1
飲酒							2	-1			2	-1
交差点				60		68	667	-93	2	-3	824	-135

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中		3	19	2
横断中	横断歩道		1	28
	その他		2	25
その他		4	38	16
小計		10	110	12
正面衝突		3	18	2
追突	1	60	609	-62
出会い頭		49	547	-12
追越すれ違い時			17	2
その他	右左折時		19	142
	その他		14	141
小計	1	145	1,474	-120
車両単独		4	27	-7
踏切				-1
合計	1	159	1,611	-116

令和5年度第4回東区協議会 地域福祉委員会 活動報告

日 時 令和5年11月15日（水）9:30～11:20

会 場 東区役所 3階 33会議室

出席者 岩井 正次、小栗 恭子、栗田 孝代、清水 猶、田中 美代子、宮下 まゆみ
(50音順・敬称略)

鈴木 誠隆 社会福祉課長、鈴木 和紀 長寿保険課長
事務局 石田 麻奈美（東区区振興課）

<委員長挨拶>

地域福祉委員会は今年度『子ども』に視点をあてている。これからの『子ども』に視点をあてることが、治療ではなく対応策になるのではないか。先を見た対策、これからのこと、子どもが生きやすい社会をつくるには大人としてどう努力をすべきかという視点で、話を進められればと思う。

【委員長からの資料提供】

- ・第2期 浜松市子ども・若者支援プラン 令和2年度～令和6年度
(令和5年度改訂版) ※抜粋
- ・浜松市移住促進ホームページより 子育て、教育の魅力 ※抜粋
- ・放課後児童会について ・校内の居場所拡充について

(1) 出前講座（児童相談所／ヤングケアラー）の振り返りについて

<児童相談所に関する主な意見>

- ・児童相談所につなげても、途中で情報がもらえなくなる。つなげた立場としては、その後が気になる。地域に戻ってくれば、引き続き見守ることになる。守秘義務があるので、情報は継続的にもらえればありがたい。
- ・現場は児童相談所にすぐに動いてもらいたい、なかなか動いてもらえないのが実感。
- ・母子分離した際に、子どもが家に戻るときの親に対しての指導が重要。
- ・政令市だからこそ児童相談所があるメリット、一時保護ができることをもっと周知したほうがよい。縦割りではなく、横串をさす必要がある。
- ・敷居が高い存在ではいけない。
- ・児童相談所も家庭児童相談室も、人不足なら増やせばいい。その仕事を、民生委員さんにおろすのは違うと思う。このままでは、民生委員さんが人不足になる。
- ・一方で、やる気のある元気な民生委員さんを、(国の基準だが)年齢でお断りしている。委嘱状の文面も時代に合っていないのでは？HPで委嘱状の文面をみて、自分には務まらないと断られたことがある。
- ・ベテラン民生委員さんの「やってよかった」という研修会も開催したらどうか。
- ・線引きの難しいなかでお仕事をされていることがよくわかった。
- ・ニュースでよく「児童相談所に通報していたのに…」という言葉聞き、正直、良い印象がなかったが、秘密を抱えて重い仕事をされているのがよくわかった。

- ・ 少子化対策も大切だが、いまいる子どもたちが、命をなくさないようにすることが重要。
- ・ いきなり児童相談所はハードルが高いので、なにかあれば、まず民生委員さんに相談しようと思う。

<ヤングケアラーに関する主な意見>

- ・ ヤングケアラーについては、まだまだ実態が明らかになっていないと感じる。
- ・ いま思えば、ヤングケアラーだったのかな？と思う子がいた。もっとヤングケアラーについての周知が必要だと感じる。
- ・ 介護とヤングケアラーの関係は、介護度を上げるなど行政でできることはないか。
- ・ 身の回りにいないので、とても勉強になった。
- ・ 自分のアンテナを高くして、言葉がけをやっていく。
- ・ 子どもと地域が関わっていれば、親も関わってくる。
- ・ 家庭児童相談室の区を越えた引継がなかった。
- ・ 学校のソーシャルワーカーに相談したが、人によって対応が違う。(事務局にて確認)
- ・ 不登校をキーワードにしてみると、貧困（精神的・経済的）問題が親にも子どもにもあるように思う。校内の居場所拡充について報道があったが、浜松市はどう考えているのか？(事務局にて確認)
- ・ 原因となる問題が多岐にわたるので、複数の視点が大切。

<その他>

- ・ それぞれの専門機関で一生懸命に対応してくれているが、点としての取り組みであり、面としての対応が必要。情報も氾濫している。こどもの視点での合同会議を提案したい。

(2) 今後の活動内容について

放課後児童会について、あらかじめ聞いてみたいこと

- ・ 保護者から届いた喜びのこえ
- ・ 民間学童への経営面へのサポートについて
- ・ 支援員（補助員）の人員確保について
- ・ 委託化された場合、学校との情報共有はどうなるのか？
- ・ 委託化後、委託業者間の統一はどうなるのか？

(2) 次回開催について

<第5回地域福祉委員会>

日時：12月6日（水）10時00分～

場所：東区役所 32会議室

内容：(1) 放課後児童会について

(2) 質疑応答

(3) 次回開催について

令和5年度 第4回浜松市東区地域防災委員会 活動報告

開催日 令和5年11月15日(水) 9時30分～10時45分
開催場所 東区役所 31会議室

出席者 委員長：小野敏彦 副委員長：磯部茂明
委員：齋藤考明、齋藤誠、菅沼とも子、間瀬弘明 (敬称略・五十音順)
事務局 知久正幸、長谷川光洋、緒方大輝

1 議事

(1) 防災リーフレットについて (事務局)

事務局作成の防災リーフレットを見ていただいて、掲載内容や見やすさについてご意見等があればいただきたい。水害を主なテーマとし、表面を浸水実績図、裏面を水害対策や情報収集の仕方などとした。

※以下、委員の意見→●、事務局の意見→○

○表面の浸水被害図について緊急避難場所等を避難所という書き方にするのを避けた。浸水域内の中にあることから緊急避難場所に行く危険性もあるということ認識してもらいたい。自宅の2階や安全が確保できる場所へ避難してもらいたい。

●浸水図に R5.6.2 豪雨の実績も取り入れられるか

○載せれそうな実績図があったら反映したい

○載せたい内容は色々あったが、字の大きさや構成などからたくさん載せすぎることはいできない。

このまま印刷するのではなく、業者をお願いして印刷するのでデザインや色が変わる可能性がある。発注前なら構成し直す余地があるので、それまでに事務局まで言っていたら対応する。

●このパンフレットは実際にどこまで行き渡ると考えているか。

○防災の出前講座や地域連携連絡会議の際配布したり、協議会や自治会に配ることを考えている。

●やはり全世帯というわけにはいかないか。

○今年の予算では3000部ほど、出前講座の参加者全員には配るようにしていきたい

○区の協議会の答申でも話があったと思うが、パンフレットに関しては全戸配布できるよう予算要求をしている。

予算が取れ次第、次年度やっていきたい。

●浸水域に小学校・中学校が含まれていることから、(避難所の)表記の仕方はこれでもいいと思う。

○地震も含め今までの地図のように避難所がどこで・・・という表記は避けた。

大雨の場合、開設するしないは河川の様子を見るところもある。避難所という書き方をしてここに行かないといけないというイメージを持ってほしくない。

●緊急避難場所と避難場所の違いについては実際みんな区別ついていない。大雨時、緊急避難場所へ来た人から物資を要求され、緊急避難場所ですからと説明しても伝わらない年配の方がいたりするのが現状、そういうところを説明していく必要もある。小中学校が避難所であることは皆さん知っているでしょうから、そのうえで誤解が起きないようにパンフレットを作してほしい。

○浸水域の色を水の色ということで青にしてあるがこれで大丈夫か。

●磯部氏作成の地図は緑だったが、田んぼなどに見間違えられる可能性あり。

○色のインパクトの弱さが気になっている。

●この色で分かりやすいと思うのでいいと思う。河川氾濫時どれだけ危ないかが伝わってくるのでいいと思う。

●大事な部分を強調する作業はこれからできるのか。

○できる。

●大事な部分を赤字で表示してほしい。下線より色の方が惹きつけられる。

●ボランティアセンターの候補地を載せてほしい

○実は最初の案で候補地を入れ込んでいた。社協本部に添削してもらった結果、消された。地域防災計画に載っていて内々の話というわけではないので、もう一度社協に聞いてみようと思っている。電話番号は定まっていないので載せられない

●最後の天竜川の氾濫のところについて。

「最悪の想定で3m以上・・・」という表記の方が良い。3m～5mという情報が先立ったらもうダメだと諦めてしまう可能性がある。そこまでいく可能性は実際R5.6.2豪雨の時は低かった。

このような表記にすれば他の河川氾濫と同じように、1階より2階というような意識付けはできる。

○字の大きさや情報量はどうか

●このぐらいの大きさがいいように感じる。これ以上多くすると何か省く必要が出てくる。

●もし災害があった時に何から始めればいいのかの部分。

こういうのに気づかず先に家屋の片づけを始めてしまいがち。

実際の被害の様子を目に見える形で申請しないといけない。

イラストの文字もう少し大きくできるか。

○もともとあるイラストを引っ張ってきているものだが、何とかできるか検討してみる。

○ボランティアセンターが開設された時、なにか発信はあるのか。

●一般住民に直接伝えることは今のところできない。開設後最初にやるのは開設を宣伝するチラシ（開設場所や連絡先）のバラマキから始まる。

○市にも情報がいくので防災ホットメールやLINEでも情報更新がある。

社協と連携を取れとよく言われるのはそういったところがある。問合せ先を載せれないということであれば開設状況については「市のホットメールでお知らせします」といった文言を加えてみてもいいかもしれない。

●ボランティアセンターは複数ヶ所開設されるのか

- （磯部氏）災害の規模による。大規模だと各区、それより小さいと中央1か所のみ本当にひどい災害だと各区の中でサテライト。

※サテライト・・・ボランティア活動の調整を行うボラセンの地域事務局

（参照：内閣府 防災情報のページ みんなで減災）

- パンフレット修正意見はいつまで受け付けてくれるか。
○今月末の区協までに言っていただければ対応する。

（2）その他

磯部氏から R5.6.2 天竜川の高齢者等避難発令に対しての今後の課題についてお話

- ・中区、東区、南区を対象に高齢者等避難発令（事例としては初）。避難指示まで到達しそうだった。避難所に来たのは0～数人。
- ・浸水想定の外に計画区域というものもあり、2段階想定。計画区域は100年に1度ぐらいの雨量の時の浸水域。

計画区域→おそらく「洪水浸水想定区域（計画規模）」

概要としては計画規模の降雨（その河川を将来的に氾濫させないように整備する際に目標とする大雨のこと）により、浸水が想定される区域のこと

「想定最大規模降雨」

概ね1000年に1度以上の確率で発生する降雨

（参照：水害ハザード情報ふくい）

- ・積志地区は3m以下の予想なので緊急避難場所への避難だけでなく、2階の垂直避難も検討した方がいい。他は最大5mになるので2階では危ない。

- ・避難指示の予想発令内容としては中・東・南区全員の避難を呼びかける。約10万人にのぼり、避難指示が出てからの避難は非現実的。

今回は運良く氾濫はなかったものの、あれ以上に線状降水帯が続いて避難指示が出ていてもうまく避難誘導できなかったと予想している。もう少し細かい情報収集ができない状態だと危険。

- ・今後の課題としてホッとメール以上の情報取得はできないのだろうかというところだが、気象情報（ウェザーニュースなど民間のものでも可）天候予測を見ておく。

- ・天竜川の状態はその時降っている雨だけでなく、ダムの状況や近いうちに降った雨量によっても変わってくる。

資料の中ノ町水位観測所のグラフを見ると1時から予測水位が停滞している。気象予報から氾濫するかもしれないけど想定最大規模にはならないことが分かっている。

- ・これが分かっていたら3～5m想定避難を10万人にさせる必要はない。このような細かい情報提供をしていけば、天竜川が氾濫したからといって諦めず避難ができる。

- ・メディアに出している情報になるので国交省の河川事務所へ電話で聞いたら教えてくれるかどうかを確認したところ、今の決まりでは教えられないと返答。教えた先（メディアや危機管理課）に聞いてくださいとのこと

- ・天竜川に接している区にもなるので東区独自で情報収集とかして、支援につなげられればと思っている。

・次回の委員会とかで危機管理課の方を呼んで、現状をお話する機会を得られないか。
アイデアをもらえる機会になるかもしれない。

※磯部氏の話ここまで

●出前講座のような形で危機管理課の方に来ていただくことは可能か。

6月の豪雨のこともあった上に、これから先氾濫がないとはいえない状況になっている。
どのような想定をしているか、基準はどうなっているのか聞いてみたい。

●（磯部氏）水位情報を国交省が、気象情報を気象庁が出しており、その共同の発表を
市が聞いて避難情報を出してる。

○危機管理課による天竜川氾濫時の避難の基準などについてはこちらでは全く分からない。

6月の豪雨を通して何かしら対応とかが変わっているかもしれない。

●これからの防災委員会の地域課題として取り扱っていききたい

○事務局側でも上席と相談しつつ危機管理課へ連絡するなどして情報収集

どう進めていくかを考える。

次年度への課題として残しつつ、今年度のまとめを今後の委員会は進めていく

区の名前が変わっても、引き続き防災委員会として活動をしていく。

2 次回日程について

未定。次回の区協議会にて話あり？

令和6年浜松市はたちの集いの開催について

区民生活課

1 目的

地域の人々の温かな祝福により、20歳の節目に改めて大人としての責任を自覚し、社会に貢献しようとする気持ちや、郷土愛と周りの人々への感謝の思いを育むとともに、地域で青少年を健全に育てようとする気運を一層盛り上げる。

2 背景

平成13年1月より「地域で新成人をお祝いする」との趣旨のもと、地域分散方式で自治会を中心とした実行委員会を組織し実施している。

なお、成年年齢が18歳になった令和5年から式典名称を「はたちの集い」とし、引き続き20歳を対象に式典を行っている。

○実績 令和5年（令和4年度） 東区開催5地区参加率 75.1%（前年75.3%）
 全市開催43地区参加率 78.2%（前年78.1%）

3 内容

日時：令和6年1月7日（日） 午前10時から

（蒲・佐藤小地区：午前10時30分から）

（積志地区及び和田・中ノ町地区：午後2時30分から）

主催：各地区はたちの集い実行委員会

対象者：平成15年4月2日～平成16年4月1日までの生まれで、以下のいずれかに当てはまる人

（1）浜松市の住民基本台帳に記載されている人（外国人住民を含む）

（2）（1）以外で、市内の小・中学校または高等学校などに在籍したことのある人や市内に通勤・通学している人で参加を希望する人

○東区内会場等一覧

令和5年10月1日現在

地区名	中学校区	会場名	対象者数	性別	
				男性	女性
和田・中ノ町地区	天竜	浜松市総合産業展示館 北館4階1号ホール	234人	129人	105人
笠井地区	笠井	笠井協働センター 2階ホール	142人	75人	67人
積志地区	積志・中郡	サーラ音楽ホール (浜松市市民音楽ホール)	434人	214人	220人
長上地区	与進	浜松市総合産業展示館 北館4階1号ホール	234人	120人	114人
蒲・佐藤小地区	丸塚	サーラプラザ浜松 4階サーラホール	239人	126人	113人

(参考) 令和5年1月8日(日) はたちの集いの様子

和田・中ノ町地区はたちの集い(天竜協働センター)



笠井地区はたちの集い(笠井協働センター)



積志地区はたちの集い

(浜松市市民音楽ホール: サーラ音楽ホール)



長上地区はたちの集い

(浜松市総合産業展示館北館4階1号ホール)



蒲・佐藤小地区はたちの集い

(サーラプラザ浜松4階サーラホール)





報道発表

区協議会の開催日程（12月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第9回	12月20日 (水) 14:00～	浜松市 防災学習センター 3階 講座室	・(報告)令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について ・その他	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第8回	12月26日 (火) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	・(報告)令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について ・その他	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第9回	12月20日 (水) 13:30～	舞阪協働センター 1階 ホール	・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第9回	12月19日 (火) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	・(報告)区再編後の南地域分科会の運営について ・その他	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第8回	12月21日 (木) 10:00～	北区役所 3階 31・32会議室	・(報告)令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について ・その他	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第9回	12月21日 (木) 13:30～	浜北区役所 3階 大会議室	・(協議)令和5年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の提案について ・(報告)令和6年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集開始について ・その他	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第9回	12月21日 (木) 14:00～	天竜区役所 2階 21・22会議室	・(答申)浜松市立浦川小学校の佐久間小学校への統合について ・(答申)浜松市立浦川幼稚園の閉園について ・(諮問)市営芋堀団地の廃止について ・(諮問)天竜衛生センターの廃止・解体について ・(諮問)浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について ・地域課題について ・その他	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*7月～12月の区協議会の終了後に住民自治に関する連続講座の研修会を動画形式で実施します。

